

大雪等による被害の軽減に向けた取組や施設の復旧などを支援します

樹園地の除雪など被害の軽減に向けた取組や、被害を受けた樹体・パイプハウスなどの復旧等を支援し、早期の営農再開や経営再建をサポートします。

※対策の概要は1/14時点のものです。詳細は予算成立後、改めてお知らせします。

対象者

農家、農業者グループ、JA等、市町村長が適当と認める者

対象経費

12/14以降の被害防止・復旧に要した経費

①被害防止対策事業

補助率1/2以内

○樹園地等の除雪・融雪

- ・樹体損傷やハウス倒壊を防止するための雪掘りや雪下ろしなどに要する雇用労賃、融雪剤の購入経費等
(上限事業費 3万円/10a)

○樹園地等へのアクセスの確保

- ・樹園地やハウス等の除雪に必要な進入口や、資材などのストックヤードを確保するための除雪経費
(上限事業費 7万円/か所)

②果樹復旧支援事業

補助率1/2以内

○補植・改植

- ・苗木、支柱、土壌改良資材の購入経費

○補修・防除

- ・補修に必要なボルト・かすがい、切断面の塗布薬剤等の購入経費

③施設復旧支援事業

補助率1/3以内

○果樹棚等の復旧

- ・ぶどう棚の復旧
- ・おうとう雨よけハウスの復旧 等

○パイプハウス等の復旧

- ・パイプハウス(水稻育苗用含む)の復旧
- ・畜舎等の復旧 等

④無利子資金の融通**○農業・漁業経営フォローアップ資金(豪雪災害対策)**

- ・資金使途 災害に起因する農業経営の維持に必要な経費

重要

①～③の事業の申請には、被災の状況がわかる写真や、かかった経費の証拠書類(領収書等)が必要になりますので、忘れず保管をお願いします。

事業に関するお問い合わせはこちらまで

仙北地域振興局農林部農業振興普及課 TEL : 0187-63-6110

または、最寄りのJAへ